

日本政府が支援した研究開発成果の実用化に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年十月十五日

藤末健三

参議院議長 江田五月 殿

日本政府が支援した研究開発成果の実用化に関する質問主意書

半導体などの分野で日本政府が研究開発を支援した日本企業が台湾や中国に工場を立地している。このような状況を踏まえ、現在までの政府の取り組みに関して、以下質問する。

一 政府は企業ごとにどのような研究開発の補助を行ったか、把握しているか。企業ごとに研究開発の支援をどのような分野でどのような基準でどのくらいの金額で行っているか、具体的に示されたい。また、これらは、各省庁を横断して状況を把握する必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

二 外国では強力な海外企業の工場誘致政策を実施しており、日本企業の工場誘致も進めている中、我が国において国民の税金で進められた研究開発の成果については、支援した企業に対してその報告とともに国内での実用化を義務付けた上で、国内の雇用の創出に結び付けるべきと考えるが、政府の見解を示されたい。また、我が国が現状のまま研究開発のみを支援するのであれば、国内で研究開発を行ったとしてもその成果は海外で利用されてしまう懸念があるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

